

## 安中市小売店舗等改装等工事補助金

### お店の改装を計画されている方は、是非ご相談ください。

市では、商工業の活性化を図るため、小売店舗等の改装工事費の一部を補助する制度を創設いたしました。

#### 【内容】

小売店舗等の改装のため市内業者が施行する工事費の一部を補助します。

※予算の範囲内において実施いたしますので、お早めにご相談ください。

また、予算に達した場合には受付を締め切らせていただきます。

#### 【補助対象者】

次の各号のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されている者又市内に本社若しくは本店を有する法人で、市内で1年以上事業を営んでいること
- (2) 改装等工事を行う小売店舗等を自ら営業している方
- (3) 改装等工事を行う小売店舗等の営業に当たって関係法令に違反していない方
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 安中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当していない方
- (6) 改装等工事について、市の他の制度による補助金又は助成金の交付を受けていない方
- (7) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない方

#### 【補助内容】

- 補助金の額は、改装工事費に100分の20を乗じて得た額とする。
- 補助金の交付限度額は、100万円です。
- 対象改装等工事費は20万円以上のもので関係法令に違反していないものとします。

#### 【補助対象経費】

- 内外装の改装に係る経費
- 移動不能な備品の設置に係る経費(トイレ、空調等)
- その他市長が必要と認める経費

#### 【補助対象外経費】

- 小売店舗等における住居との併用部分の改装工事等に係る経費
- その他市長が必要でないとして認める経費

#### 【注意事項】

- すでに着手している改装等工事は対象となりません。
- 平成29年3月31日までに完了する工事であること

#### 【問い合わせ先】

安中市役所 産業政策部 地域創造課 TEL027-382-1111 (内線2621)

※詳しい内容については、お問い合わせください。